

人とねこの共生ガイドライン



千葉県

CONTENTS

はじめに	1
1 定義	2
2 千葉県におけるねこの飼養保管等の現状	2
(1) 飼育頭数	2
(2) 飼育形態	3
(3) 苦情件数	3
(4) 引取り頭数	4
3 ねこの習性	5
4 飼い主の心構え	6
(1) ねこを飼う前に、家族全員でよく考えましょう。	6
(2) 屋内飼育をしましょう。	7
(3) 不妊・去勢手術は飼い主の責任です。	9
(4) 飼い主がわかるようにしましょう(所有者明示)。	10
(5) 病気から守りましょう。	11
(6) 絶対に捨てないでください。最後まで責任をもって飼ってください。	12
5 野良ねこに餌を与えている方へ	13
(1) 不妊・去勢手術を実施し、これ以上増えないようにしましょう。	14
(2) できるだけ自分の敷地内で餌を与え、後片付けをしましょう。	14
(3) 糞の始末をしましょう。	14
(4) 新しい飼い主を探しましょう。目標は屋内飼育ねこです。	15
(5) 周辺住民の理解を得る努力をしましょう。	15
(6) ルールを決めましょう。	16
(7) 一人で悩まず、理解ある仲間を増やしましょう。	16
参考資料	
Ⅰ めざせ!満点飼い主(あなたの満点度チェック)	17
Ⅱ 関係法令等(抜粋)	18
Ⅲ 県内保健所等一覧	21



はじめに

動物を飼うことは、生活に安らぎや潤いを与えてくれますが、飼い方によっては、近隣住民に迷惑をかけることになってしまいます。実際に、動物に関する多くの苦情が保健所等に寄せられており、その件数は年々増加しています。

特にねこに関しては、不適正な飼い方や野良ねこへの無責任な餌やりが原因となり、近隣トラブルに発展する事例も少なくありません。

このようなねこに関する問題は、ねこに対して持っている人々の感情の違い、飼育環境の地域性、飼育形態やねこの習性に対する理解度、ねこが引き起こしている問題の内容、さらには日ごろの近隣関係等が複雑に絡み合っていると考えられ、今日の動物愛護推進の上からも重要な課題の一つとなっています。

また、ねこが人に与える迷惑行為だけがねこに関する問題ではありません。ねこの引取り依頼が多いことや遺棄・虐待など、人がねこの命を軽視することで発生する問題もあります。

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。）では、「すべての人が、『動物は命あるもの』であることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにするのみではなく、人と動物が共に生きていける社会を目指し、動物の習性をよく知った上で適正に取り扱うようにしなければならない」と定めており、ねこも例外ではありません。

人とねこが共生していくためには、ねこの命を尊重することと併せて、鳴き声や糞尿等による迷惑の防止を含め、ねこが人の身体あるいは財産を侵害することのないように適切に管理される必要があり、そのためには、屋内での飼育、みだりな繁殖の防止といったねこの行動等にある程度の制約を課すことが必要となる場合があります。

本ガイドラインは、「飼い主の心構え」や「野良ねこに餌を与える際の順守事項」を明確にし、ねこの適正な飼養及び管理の方法を普及啓発することで、人とねこの調和のとれた住みやすいまちづくりを目指すことを目的としており、それぞれの地域において、ねこに関する問題に取り組む際の参考としていただければ幸いです。

平成22年3月

千葉県健康福祉部衛生指導課

1 定義

(1) 飼いねこ

特定の飼い主に飼育されているねこ。飼育形態により次のとおり分類します。

① 屋内飼育ねこ

屋内のみで飼育されている飼いねこ。

② 屋外飼育ねこ

屋外を自由に歩き回ることをある飼いねこ。

(2) 野良ねこ

特定の飼い主がおらず、屋外で生活するねこ。



2 千葉県におけるねこの飼養保管等の現状

(1) 飼育頭数

ねこについては、犬のように登録制度がないこと、係留義務がなく、屋内飼育・屋外飼育が混在し、所有者が明らかでない屋外飼育ねこと野良ねことの識別が困難なこと、複数飼育が多いこと等から飼育頭数の把握が困難となっています。そこで、本県において、平成20年度に財団法人地方自治研究機構との共同研究事業として「愛玩動物の飼養のあり方に関する調査研究」（以下「飼養実態調査」という。）を実施したところ、県内におけるねこの飼育世帯数割合は11.5%、飼育頭数は46万5000頭、1世帯当たりの飼育頭数は平均2.15頭でした。

飼養実態調査

ねこの飼育世帯数割合			ねこの1世帯あたり飼育頭数			ねこの 推計飼育頭数
1戸建て	集合住宅	合計	1戸建て	集合住宅	合計	
13.3%	5.7%	11.5%	2.23頭	1.58頭	2.15頭	465千頭

飼いねこ 465千頭（屋内飼育ねこ：299千頭、屋外飼育ねこ：166千頭）

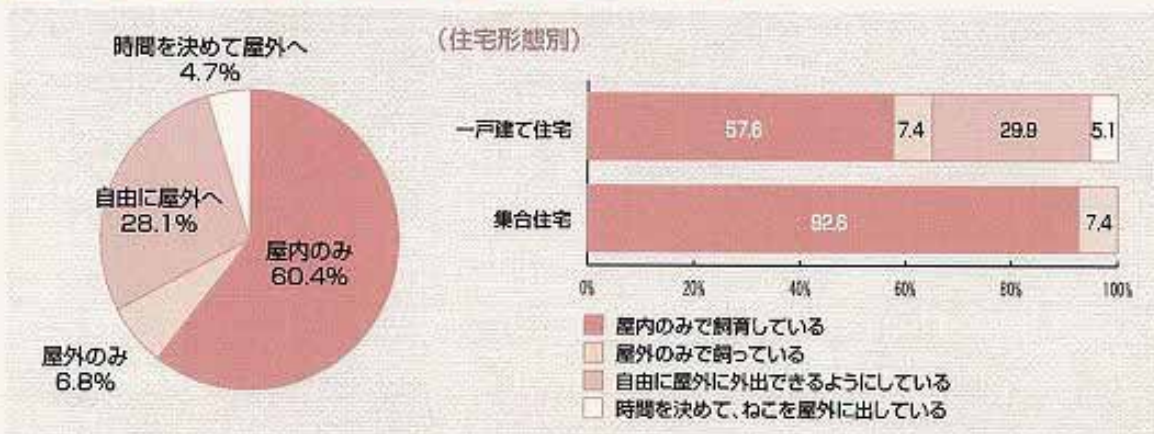
野良ねこ 175千頭

(2) 飼育形態

飼養実態調査によると、ねこの飼育形態(頭数割合)は「屋内のみで飼われている」60.4%、「自由に屋外に外出できる」28.1%、「屋外のみで飼われている」6.8%、「時間を決めて屋外に出してもらう」4.7%となっており、全体の約4割が屋外飼育ねことして飼われています。

また、住居形態別による屋内飼育の割合は、「集合住宅」92.6%、「一戸建て住宅」57.6%となっており、住居形態によって飼育形態の傾向が異なります。

飼養実態調査:どのようにねこを飼っていますか?(頭数割合)



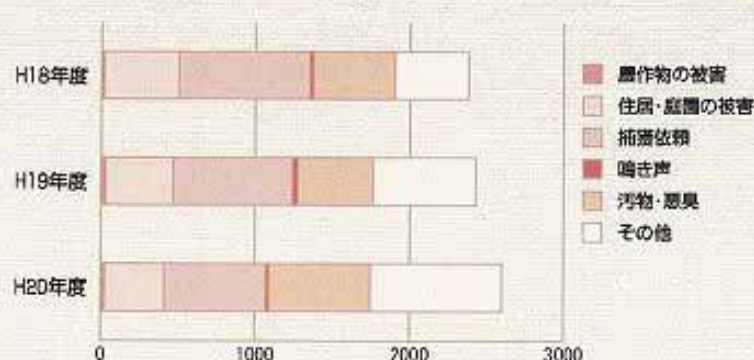
(3) 苦情件数

「庭に入ってきて困る」「庭に糞尿をされて臭い」「野良ねこを捕獲してもらいたい」「鳴き声がうるさい」等のねこに関する苦情が、保健所等に毎年2,000件以上寄せられており、その件数は年々増加しています。

ねこに関する苦情内訳(政令市・中核市を含む)

(単位:件)

	農作物の被害	住居・庭園の被害	捕獲依頼	鳴き声	汚物・悪臭	その他	合計
H18年度	17	485	846	26	529	475	2,378
H19年度	33	437	766	37	488	667	2,428
H20年度	28	385	655	25	655	853	2,601



(4) 引取り頭数

動物愛護法により、犬及びねこの引取りを求められた場合には、都道府県等はこれを引き取らなければならないとされています。

本県が引き取った犬とねこの頭数の推移は以下のとおりであり、犬については、ここ10年間で約60%減少しているのに対し、ねこについては、約30%の減少に留まっています。

このような差が生じている原因としては主に、ねこは犬のように「係留飼い」が義務づけられておらず、不妊・去勢手術をしていないねこの外飼い、又は出入り自由の飼い方が少なくないことから、自由交配による望まない繁殖が生じている結果によるものと考えられます。

平成20年度に引き取ったねこのうち、86%(7,136頭)が子ねこであることが、このことを物語っています。



犬及びねこの引取り頭数(政令市・中核市を含む)

単位:頭

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
犬	6,043	6,193	5,765	5,034	4,538	4,407	3,092	2,446	2,286	2,313
ねこ	11,590	12,242	12,429	12,306	12,993	11,342	9,182	9,384	7,864	8,300



3 ねこの習性

ねこの習性を理解して、飼育方法に応用することにより、ねこの健康が保たれるとともに、トラブル発生の防止を図ることができると思われます。

ねこは野性的な習性が強く残っており、同じペットの代表である犬とは似ているようで大きな違いを持った動物であり、この習性を十分理解したうえで、接する必要があります。

夜行性	昼間は寝ていることが多く、夜に活動が活発になります。
行動範囲	ねこは犬に比べ、はるかに行動範囲が狭く、飼いねこの場合は主として自宅とその周辺程度です。去勢されていないオスの行動範囲は広く、メスの約10倍とされています。
社会生活	犬のようにボスを中心とした順位の明確な社会と違って、上下関係がゆるやかな社会を作っています。
排泄	ねこはやわらかい砂地、あるいはそれに似た場所で好んで排泄し、排泄物を埋めます。
食性	ねこは肉食性であり、犬よりもタンパク質を多く必要とします。また、昼夜を問わずに頻繁に少量ずつ食べる習性があります。
捕食性行動	ねこは、目の前で不意に動くものを見せられると、反射的に飛びかかって組み付いたり、前足で押さえようとします。
生殖	ねこは年2～3回の発情があります。また、交尾の刺激で排卵するため、交尾すればほぼ100%妊娠し、1度に4～8頭の子ねこを産みます。
マーキング	ねこのマーキングには、「尿スプレー」「顔や体のこすりつけ」「爪とぎ」があります。マーキングによって自分の匂いを残すことで自分の存在を他のねこに示し、なわばりを主張したり、交配相手を探したりします。
鳴き声	子ねこと親ねことの会話、発情期のオス、メスの誘い合いなど、ねこ同士のコミュニケーションの手段として使われるほか、警戒、威嚇、闘争の表現にも使われます。
毛づくろい	ねこは獲物に匂いで感づかれないために、体をなめたり、前肢で顔を洗うような動作をして清潔にしておく習性があります。



4 飼い主の心構え

昔は、ねこを放して飼うことが当たり前のようには考えられていましたが、都市化が進み、住宅事情が変化する中で、放し飼いによる迷惑問題についての苦情が、保健所等に多く寄せられています。

飼い主はねこの習性を理解した上で、家族の一員として最後まで面倒を見るとともに、人とねことの調和のとれた住みやすいまちづくりのため、飼っているねこが近隣に迷惑をかけないように、適正な飼育に努めなければなりません。

(1) 飼い始める前に、家族全員でよく考えましょう。

動物を飼うということは、その一生を責任をもって面倒を見るということです。毎日の食餌、排泄物の始末、健康管理などやることはたくさんあります。「かわいい」という気持ちだけでは、最後まで飼うことはできません。また、家族の理解と協力は不可欠であり、ねこを飼うことに家族全員が同意している必要があります。

最後まで責任をもって飼えるのか、飼い始める前に家族全員でよく考えましょう。

もし、少しでも不安や不安定要素があるなら、今は飼わない方がいいでしょう。飼い主の無責任のツケは、ねこがその命で払うことにもなります。「好きだから今は飼わない」「飼えるようになるまで我慢する」というのも、ねこへの愛情のひとつの形です。

飼う前に考えましょう

- ☐ あなたの家はねこを飼える環境ですか？
- ☐ 家族構成の変化や転居など、将来のことも考えていますか？
- ☐ あなたの家族は全員ねこを飼うことに賛成していますか？
- ☐ 近隣に迷惑をかけないように配慮できますか？
- ☐ ねこの寿命は10年以上です。一生愛情と責任を持って飼うことができますか？
- ☐ 「かわいい」、「かわいそう」等の衝動的な感情で飼おうとしていませんか？
- ☐ 毎日の餌代だけでなく、不妊・去勢の手術費・病気の治療費等も払えますか？

飼養実態調査：エサ代や医療費などは、1年間にどのくらいかかりますか？

一世帯当たり年間9.7万円の飼育経費がかかっている。犬と比較すると多頭飼いの世帯が多いため、食料費が犬より多くかかっている。医療費、おもちゃ代などのその他の経費は犬と比較すると少ない。



ねこの飼育経費(万円)



(2) 屋内飼育をしましょう。

ねこにとって、屋外は交通事故、ウイルスや細菌などの感染症、さらにはねこ同士のけんかなど危険がいっぱいです。また、糞をしたり、鳴き声をあげるなど、ねこにとっては当たり前の行動が、他人の迷惑となって近隣トラブルに発展することもあります。

ねこを屋内で飼えばこれらのことを防ぐことができます。ねこの習性をよく理解し、環境を整えれば、屋内飼育は十分可能です。

屋内飼育の3大メリット

- 危険を防ぐ: 交通事故や感染症、ねこ同士のけんか、迷子などを防止できます。
- 繁殖を防ぐ: 自由交配による望まない妊娠(不妊去勢をしていない場合)、不幸な命の発生を防止できます。
- 迷惑を防ぐ: 庭やごみ荒らし・糞尿・鳴き声など近隣での迷惑を防止できます。

屋内飼育のポイント

- 子ねこの時から屋内飼育をするようにしましょう。
- 不妊・去勢手術をしましょう。
- 食餌・トイレ・遊び・爪研ぎ・休憩等の場所を提供しましょう。
- 気晴らしに外の景色を安全に眺められる場所を提供しましょう。
- トイレのしつけをしましょう。
- 立体的な運動ができるようにして、ストレスを解消しましょう。
- ねこからの「食べ物」や「遊び」の要求にはできるだけ応えましょう。
- 気晴らしに首輪にリードをつけて屋外を散歩することも有効です。
- 屋内に危険がないかを確認、安全な環境を作りましょう。
(中毒を起こす観葉植物や洗剤・殺虫剤などの置き場所にも注意しましょう。)
- 窓、ドアなどの開閉に注意し、ねこが逃げ出さないようにしましょう。
(ねこが開けられないように、窓や網戸にストッパーをつけるなどの工夫をしましょう。)
- 災害時の避難生活にも役立ちますので、日ごろからケージ内での生活にも慣らせておきましょう。



屋外で飼われていたねこを屋内で飼うためには..

屋外飼育をしていたねこでも、根気よくしつければ屋内で飼うことができます。

この場合の留意点は、

- 必ず不妊・去勢手術をしましょう。
- 適切な大きさのケージを用意し、生活に慣れるまで、食餌も排泄もケージの中で済ませ、ねこを室内に出さない努力をしましょう。これには飼い主が強い忍耐を持ち、屈しないことが大切です。
- ケージは、広さよりも高さを優先する工夫が必要です。上下運動ができる高さがあると良いでしょう。
- 始めは興奮したりするので、大きめの布などをかけてケージを暗くして落ち着かせるようにしましょう。
- 初めは、ケージの中だけで暮らすようにしますが、ケージ内の生活に慣れ、落ち着いてきたら、徐々にケージの外に出すようにして、屋内での生活も快適であると思わせましょう。
- どうしても屋外に出たがる時は、一緒に遊んだり、大好物なものをあげたりして、気を紛らわせましょう。

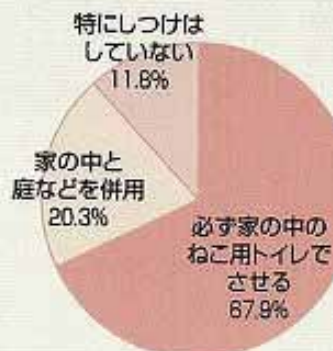
トイレのしつけ方

ねこは、やわらかい土や砂の上などに好んで排泄します。適当な大きさの箱（市販のねこ用トイレでもよい）に、ねこ用のトイレ砂を入れておき、部屋の隅など人目につかない静かで隠れた場所に置いておきます。トイレの設置数は「ねこの数+1個」が理想です。

ねこが排泄しようとする時は、その場所で、「においを嗅ぐ」「前足で掻き分ける」「しゃがむ姿勢をとる」などの一連の動作を行いますので、これらの行動を始めたらすかさずトイレに連れて行きます。これを数回繰り返し、トイレで排泄することを覚えさせましょう。

また、ねこはとてもきれい好きなので、トイレはいつも清潔な状態にしておくよう心掛けましょう。

飼養実態調査：ねこの「トイレ」のしつけは、どのようにしていますか？



(3) 不妊・去勢手術は飼い主の責任です。

本県のねこの致死処分数は全国上位であり、そのほとんどは子ねこです。産まれたけれど飼いきれない子ねこは、飼い主の手で保健所等に引取り依頼されて処分されます。処分されてしまう子ねこを産ませていませんか？ また、飼いきれなくて、捨てていませんか？

ねこは自然にしておく、年に数回の発情期があり、あっという間に数が増えます。また、捨ててしまうことで、野良ねこの数も増えます。

このような状況をなくすためには、飼い主が責任をもって、ねこに不妊・去勢手術をしなければなりません。

不妊・去勢手術のメリット

- 望まない子ねこが産まることがありません。新しい飼い主をさがす苦勞をすることもなく、飼いきれなくなって、保健所等に引取りを依頼する必要もなくなります。
- ストレスが軽減され、性格が穏やかになり飼育しやすくなるとともに、屋内飼育が容易となり、長生きできると言われています。
- 尿スプレーや発情期の鳴き声などの問題行動が軽減します。
- 泌尿生殖器に関連する病気の発症を予防できます。

手術後に注意すること

不妊・去勢手術をすると、基礎代謝率の減少などにより必要なカロリーが少なくなります。手術前と同じ食餌量を与えていると太ってしまうので、適切な量に管理することが必要です。

手術の費用はどのくらい？

費用は地域や動物病院により異なりますが、1万円～4万円程です。（手術内容の違いから、メスの方が費用がかかります。）なお、この金額は平均的な目安ですので、詳しくは動物病院にお問い合わせください。

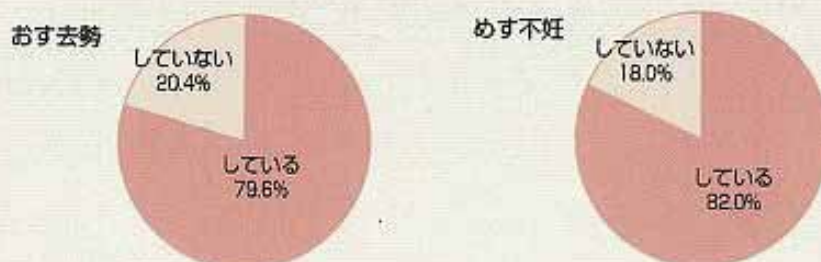
助成制度の活用

県内には、不妊・去勢手術の助成を行っている市町村がありますので、お住まいの市町村にお尋ねください。

また、(社)千葉県獣医師会・(財)千葉県動物保護管理協会では、動物愛護週間行事の一環として「不妊・去勢手術普及助成事業」を実施しています。詳しくは各団体にお問い合わせください。

(社)千葉県獣医師会043-232-6980 (財)千葉県動物保護管理協会043-214-7814

飼養実態調査：飼っているねこに不妊去勢手術をしていますか？（頭数割合）



(4) 飼い主がわかるようにしましょう(所有者明示)。

所有者明示をしておくことは、飼い主責任を明らかにするとともに、ねこに対する飼い主の愛情のあかしともいえます。屋内飼育ねこであっても、万が一、外に出てしまった場合や災害時等に備えて所有者明示をしておきましょう。

所有者明示の方法には、首輪、名札などがありますが、本県では、脱落又は消失するおそれのないマイクロチップ(電子標識器具)の装着を推進しています。



マイクロチップってなに?

マイクロチップとは、読み取り器を使って動物の個体識別を可能にする電子標識器具です。装着方法は皮下注射と同様で、動物病院において装着することができます。

本県では、動物愛護センターと各保健所にマイクロチップの読み取り器を配備しています。装着に係る費用は、地域や動物病院により異なりますが、5千円～1万円程です。詳しくは動物病院にお問い合わせください。

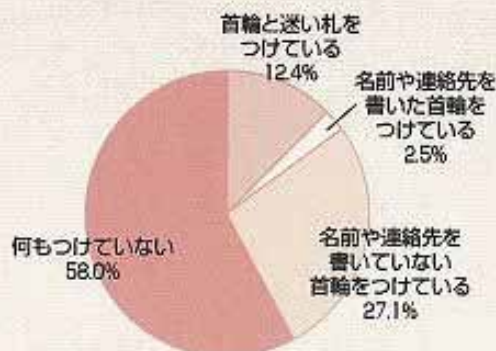
飼っているねこがいなくなったら...

すぐに思い当たるところをさがしてください。

また、動物愛護センターや最寄りの保健所、警察署には迷子動物が保護されていたり、迷子動物の情報が寄せられている場合がありますので、必ず問い合わせてください。(問い合わせ先は、最終ページにあります。)

人の集まる場所に許可等を受けて写真入りのポスターなどを掲示することも効果的です。動物病院やペットショップなどにも保護した人からの情報が寄せられていることがあります。

飼養実態調査:飼っているねこに、首輪や迷い札などを付けていますか?(頭数割合)



飼養実態調査:飼っているねこに、マイクロチップを付けていますか?(頭数割合)



(5) 病気から守りましょう。

動物病院で定期的に健康診断を受けさせ、各種寄生虫や感染症など病気の予防に努めましょう。また、日頃から糞尿や毛づや、姿勢などをよく観察して、異常がある場合にはできるだけ早く獣医師にみてもらいましょう。

日頃からよく観察しましょう。

- ☐ 元気、食欲がない。
- ☐ 目に活力がない。
- ☐ 鳴き声、呼吸がおかしい。
- ☐ せきがひどい。
- ☐ 毛にツヤがない。抜け毛が激しい。
- ☐ 体をかゆがっている。
- ☐ 目やに、耳だれ、鼻水などが出ている。
- ☐ 糞の中に血が混じっている。
- ☐ 下痢をくりかえす。
- ☐ 尿の回数がいつもより多い。チビチビもらす。
- ☐ 尿に血が混じっている。
- ☐ 一日以上、1か所に隠れて出てこない など

ねこの伝染病

ワクチンで予防できる伝染病

- 猫ウイルス性鼻気管炎 (猫ヘルペスウイルス感染症)
- 猫カリシウイルス感染症
- 汎白血球減少症 (猫パルボウイルス感染症、猫伝染性腸炎)
- 猫白血病ウイルス感染症
- 猫免疫不全ウイルス感染症 (猫エイズ) など

ワクチンのない伝染病

- 猫伝染性腹膜炎 など

※詳しくは獣医師に相談してください。

ねこから人にうつる感染症にご注意! (動物由来感染症)

動物由来感染症とは、動物から人に感染する病気の総称です。動物由来感染症には、人も動物も重症になるもの、動物は無症状で人が重症になるもの、その逆で人は軽症でも動物は重症になる病気など、病原体によってさまざまなものがあります。

ねこから人にうつる主な動物由来感染症には以下のものがあります。

- Q熱
- バスツレラ症
- 猫ひっかき病
- 回虫症

※表記したのは一例であり、またすべてのねこが病原体を持っているということではありません。「過剰なふれあいをやめる」「ねこにさわったら必ず手を洗う」など、衛生的な取り扱いにより感染を防ぐことができます。

※詳しくは、医師や獣医師に相談してください。

(6) 絶対に捨てないでください。最後まで責任をもって飼ってください。

飼い始めるときに、どのように考えたか思い出してください。ねこも家族の一員です。ねこの一生に責任をもって、最後まで飼わなければなりません。また、ねこを捨てることは動物愛護法により禁止され、違反すると最大50万円の罰金が科せられます。



どうしても飼えなくなった場合には…

●新しい飼い主を探してください。

最後まで飼うことが飼い主の責任ですが、やむを得ず飼い続けることができなくなった場合には、飼い主の責任で、責任ある飼い方をしてくれる新しい飼い主を探してください。

(例えば、知人に声をかける、地域新聞などに広告を出すなど)

また、県動物愛護センターでは「飼い主探しの会」事業を、(財)千葉県動物保護管理協会では「新しい飼い主紹介」事業を実施しています。

それでも新しい飼い主が見つからなかった場合には、県では動物愛護法に基づき、引取りを行っていますので、絶対にねこを捨てないで、引取りを依頼してください。

ただし、そのほとんどは致死処分になることを覚悟してください。

●子ねこの譲渡について

母ねこから乳をもらっている間は譲渡を避け、社会化期(生後3～9週齢)を経てから譲渡しましょう。

社会化期は、ねこの社会のルールを学ぶ時期であり、この時期の環境が後々の性格などに影響を与えます。

また、子ねこをもらってもらえる予定がない場合には、親ねこにあらかじめ不妊・去勢手術をしてください。

※(財)千葉県動物保護管理協会(043-214-7814)では、動物のしつけ方・飼い方、新しい飼い主さがし等の相談を受け付けています。

5 野良ねこに餌を与えている方へ

善意から野良ねこに餌を与えることは、悪いことではありません。

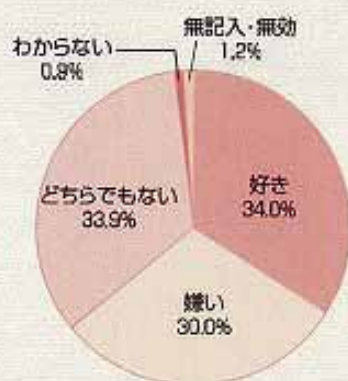
しかし、餌を与えるだけの管理は、飼い主不明のねこが集まり、子ねこが産まれてしまい、結果として野良ねこが増えてしまいます。

そして、庭・ごみ荒らしや糞尿などにより近所に迷惑をかけることになります。

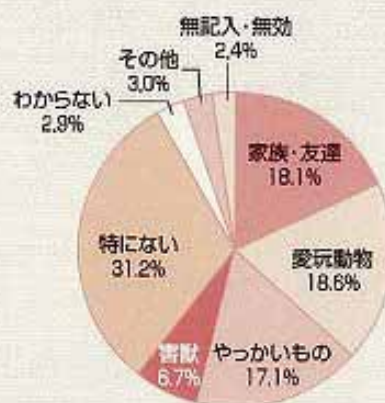
周辺住民のすべてがねこ好きであるとは限りません。また、今までねこに対して特別な感情を持っていなかった人も、ねこによる被害を受けて嫌いになってしまうこともあります。

餌を与えるのであれば、自分のしている行為が、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こさないように、次のことを守ってください。

飼養実態調査:あなたはねこが好きですか?



飼養実態調査:あなたにとってねこはどんな存在ですか?



(1) 不妊・去勢手術を実施し、これ以上増えないようにしましょう。

ねこの繁殖力はとても強く、複数のねこが集まるようになると、次々と子ねこが生まれ、産まれた子ねこは野良ねことして厳しい生活を送ることになります。

不妊・去勢手術を実施することで、こうした不幸な子ねこの繁殖を防ぐとともに、発情期の鳴き声や尿スプレーなどの問題行動を抑えることができ、周辺住民への迷惑行為も減らすことができます。

(2) できるだけ自分の敷地内で餌を与え、後片付けをしましょう。

餌は、世話をする人の自宅または周辺住民の理解が得られる場所で、決められた時間に、世話をするねこが食べきれだけの量を与えましょう。

また、食べ終わった後は、速やかに容器を回収し、置き餌はしないようにしましょう。置き餌は、カラスやほかの野良ねこが集まってきたり、悪臭や害虫発生の原因となります。



(3) 糞の始末をしましょう。

世話をする人の自宅または周辺住民の理解が得られる場所にねこ用トイレを設置し、そこで排泄させるようにしましょう。排泄物は速やかに片付け、排泄場所は常に清潔を保つようにし、衛生管理を心掛けましょう。

また、ねこの行動範囲を広く点検し、ねこの排泄物だけに限らず、他のごみ等も積極的に片付け、周辺環境の美化に努めましょう。

ねこ用トイレのつくり方

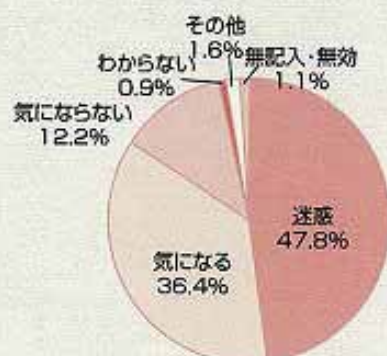
発泡スチロールの箱やプランターなど耐水性のある適当な大きさの容器（深めのものがよい）にやわらかい土や砂を入れておきます。発泡スチロールの箱を使用する場合には、水はけをよくするために、キリなどで底に穴をあけます。

水にぬれたトイレはねこが嫌がりますので、なるべく雨の当たりにくい場所に設置するようにしてください。

始めのうちは、ねこに興味にもってもらうために、マタタビなどをふりかけておくと良いでしょう。

飼養実態調査:

あなたは犬やねこの鳴き声、糞尿について
どのように感じていますか？



(4) 新しい飼い主を探しましょう。目標は屋内飼育ねこです。

屋外で生活している限り、交通事故や感染症などの危険は避けられません。ねこを屋内で飼育してもらえる新しい飼い主を探す努力をしましょう。

(5) 周辺住民の理解を得る努力をしましょう。

野良ねこがその地域で生活するためには、周辺住民の理解が不可欠です。

まず、野良ねこを世話することについての趣旨などを周辺住民にきちんと説明し、理解を得たうえで行いましょう。この場合、世話をする人とねこによる被害に困っている人とは意見が対立しがちですので、説明の場には中立的な立場の人にも参加してもらう等、冷静な話し合いができるように工夫しましょう。

自治会や町内会などで、地域の問題として取り組むことも一つの方法です。

また、率先して地域の環境美化運動に取り組むなどして地域の理解を得ましょう。



(6) ルールを決めましょう。

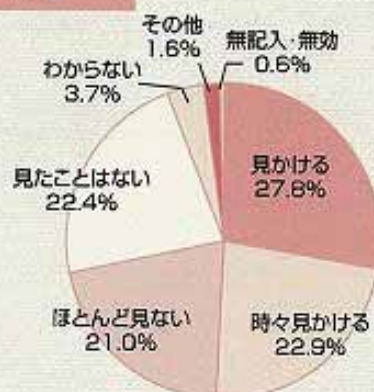
周辺住民の理解を得たうえで地域の実情に応じたルールを作り、そのルールを順守することで人とねこが共生できるまちづくりを目指しましょう。

(7) 一人で悩まず、理解ある仲間を増やしましょう。。

世話をする人が孤立しないように、地域で協力者を探すなど、できるだけグループを作り、役割を分担しましょう。

また、苦情や意見などがあつた場合には真摯に受け止め、誠意をもって対応するよう心掛けましょう。

飼養実態調査：
あなたの家のまわりで
野良ねこへの餌やりを見かけますか？



I めざせ!満点飼い主(あなたの満点度チェック!!)

1.きちんと管理できる飼育頭数ですか?	☐ はい ☐ いいえ
2.年齢や健康状態に合った食餌を適量与えていますか?	☐ はい ☐ いいえ
3.新鮮な水をいつも飲めるようにしていますか?	☐ はい ☐ いいえ
4.定期的にブラッシングをして抜け毛を取り除いていますか?	☐ はい ☐ いいえ
5.ねこに合った快適なトイレを設置して、毎日清掃していますか?	☐ はい ☐ いいえ
6.ねこの居場所は常に清潔にしていますか?	☐ はい ☐ いいえ
7.上下運動できる場所や安全で快適な居場所や隠れ場所はありますか?	☐ はい ☐ いいえ
8.毎日、ねこの健康状態をよく観察していますか?	☐ はい ☐ いいえ
9.ねこの行動範囲にケガをしたり食べたら危険なものはないですか?	☐ はい ☐ いいえ
10.一緒に遊んだり、おもちゃを与えていますか?	☐ はい ☐ いいえ
11.ねこのボディランゲージを読み取れますか?	☐ はい ☐ いいえ
12.ねこがどう感じているか、ねこの立場に立って考えていますか?	☐ はい ☐ いいえ
13.ねこの本能・習性を理解し、一緒に暮らすために必要なしつけをしていますか?	☐ はい ☐ いいえ
14.室内で飼っていますか?	☐ はい ☐ いいえ
15.ねこを飼うことで近隣に迷惑をかけていないか、いつも気を配っていますか?	☐ はい ☐ いいえ
16.ワクチン接種やノミ・ダニの予防などの病気予防や必要な治療をしていますか?	☐ はい ☐ いいえ
17.ねこから人にうつる病気のことを知り、対策をとっていますか?	☐ はい ☐ いいえ
18.マイクロチップや迷子札など身元を示すものを着けていますか?	☐ はい ☐ いいえ
19.繁殖を望まない場合は不妊・去勢措置をしていますか?	☐ はい ☐ いいえ
20.災害に備えた用意をしていますか?	☐ はい ☐ いいえ
	はい 個、 いいえ 個

解説

- 1は、環境や地域社会、ねこ自身の幸せにかかわる項目です。いたずらに頭数を増やし、管理できる数を超えることのないようにしましょう。
- 2,3は、適切な食生活について必ず守らなくてはならない項目です。
- 4は、手入れについての項目です。抜け毛を放置するとねこが毛づくろいで舐め取った毛を飲み込み、嘔吐の原因になります。また、長毛種は毛が絡まりあうのを防ぐため、定期的なブラッシングが必要です。
- 5,6,7は、適切な飼育環境についての項目です。ねこがいつも清潔な環境で快適、安全にすごせるようにしましょう。
- 8,9,10,11,12,13は、ねこと一緒に生活する上で必要な項目です。ねこの気持ちを読み取って適切に対処するとともに、人と暮らすためのルールを教えましょう。
- 14,15は、地域社会で生活し、ねこの安全を守るために重要な項目です。自由に外出させることは糞尿などで他人の迷惑になるだけでなく、ねこを様々な危険にさらすことにもなります。
- 16は、病気の予防に必要な項目です。痛みや病気の兆候を見つけたら、すぐに適切な治療を行いましょう。
- 17は、公衆衛生の向上のために飼い主が行わなければならない項目です。
- 18は、ねこが万一迷子になったとき、安全を守るとともに飼い主を明らかにするための項目です。
- 19は、適切な繁殖制限についての項目です。ねこは生後6か月を過ぎると繁殖できるようになり、繁殖効率のとても高い生き物ですから、自然に任せておくとすぐに増えてしまいます。獣医師と相談して不妊・去勢手術をしましょう。
- 20は、突然の災害の際に、ねこの安全を守るための項目です。地域の防災計画を確認し、避難所でも人に迷惑を及ぼさないよう普段からケージを用意し、しつけをしておくなど備えておきましょう。

Ⅱ 関係法令等(抜粋)

●動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)

(目的)

第1条 この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

(基本原則)

第2条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第7条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

- 2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。
- 3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるように努めなければならない。
- 4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

第3節 周辺の生活環境の保全に係る措置

第25条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 都道府県知事は、市町村(特別区を含む。)の長(指定都市の長を除く。)に対し、前2項の規定による勧告又は命令に関し、必要な協力を求めることができる。

(犬及びねこの繁殖制限)

第37条 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

- 2 都道府県等は、第35条第1項の規定による犬又はねこの引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

第6章 罰則

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行つた者は、50万円以下の罰金に処する。

- 3 愛護動物を遺棄した者は、50万円以下の罰金に処する。

- 4 前3項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

●家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成14年環境省告示第37号)

第1 一般原則

- 1 家庭動物等の所有者又は占有者(以下「所有者等」という。)は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等を終生飼養するように努めること。
- 2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないよう責任をもって飼養及び保管に努めること。
- 3 家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該家庭動物等の生態、習性及び生理に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないように努めること。
- 4 特に、家畜化されていない野生動物等については、一般にその飼養及び保管のためには当該野生動物等の生態、習性及び生理に即した特別の飼養及び保管のための諸条件を整備し、及び維持する必要があること、譲渡しが難しく飼養の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種が含まれていること等を、その飼養に先立ち慎重に検討すること。さらに、これらの動物は、ひとたび逃走等により自然生態系に移入した場合には、生物多様性の保全上の問題が生じるおそれが大きいことから、飼養者の責任は重大であり、この点を十分自覚すること。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)動物 哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (2)家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物(コンパニオンアニマル)として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。
- (3)管理者 情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物並びにその飼養及び保管のための施設を管理する者をいう。

第3 共通基準

1 健康及び安全の保持

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理に応じた必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びにその健全な成長及び本来の習性の発現を図るように努めること。

- (1)家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に餌及び水を給与すること。
- (2)疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した家庭動物等については、原則として獣医師により速やかに適切な措置が講じられるようにすること。傷病のみだりな放置は、動物の虐待となるおそれがあることについて十分認識すること。また、家庭動物等の訓練、しつけ等は、その種類、生態、習性及び生理を考慮した適切な方法で行うこととし、みだりに殴打、酷使する等の虐待となるおそれがある過酷なものとならないようにすること。
- (3)所有者等は、適正な飼養及び保管に必要なときは、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理を考慮した飼養及び保管のための施設(以下「飼養施設」という。)を設けること。飼養施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。

2 生活環境の保全

- (1)所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。
- (2)所有者等は、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生動物の発生の防止を図り、周辺的生活環境の保全に努めること。

3 適正な飼養数

所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。

4 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

6 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

- (1)所有者等は、その所有し、又は占有する家庭動物等と人に共通する感染性の疾病について、動物販売業者が提供する情報その他の情報をもとに、獣医師等十分な知識を有する者の指導を得ることなどにより、正しい知識を持ち、その飼養及び保管に当たっては、感染の可能性に留意し、適度な接触にとどめるなどの予防のために必要な注意を払うことにより、自らの感染のみならず、他の者への感染の防止にも努めること。
- (2)家庭動物等に接触し、又は家庭動物等の排せつ物等を処理したときは、手指等の洗浄を十分行い、必要に応じ消毒を行うこと。

第5 ネコの飼養及び保管に関する基準

- 1 ネコの所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
- 2 ネコの所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等ネコの健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該ネコの屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等ネコの健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。
- 3 ネコの所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、原則として、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。
- 4 ネコの所有者は、やむを得ずネコを継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該ネコを譲渡するように努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県等に取り組みを求めること。
- 5 ネコの所有者は、子ネコの譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

第8 準用

家庭動物等に該当しない犬又はネコについては、当該動物の飼養及び保管の目的に反しない限り、本基準を準用する。



Ⅲ 県内保健所等一覧

千葉県内にお住まいの方は次の機関にご相談ください。

機 関 名	所 在 地	電話番号
習志野健康福祉センター（保健所）	習志野市本大久保5-7-14	047-475-5154
市川健康福祉センター（保健所）	市川市南八幡5-11-22	047-377-1101
松戸健康福祉センター（保健所）	松戸市小根本7	047-361-2139
野田健康福祉センター（保健所）	野田市柳沢24	04-7124-8155
印旛健康福祉センター（保健所）	佐倉市鍋木仲田町8-1	043-483-1137
成 田 支 所	成田市加良部3-3-1	0476-26-7231
香取健康福祉センター（保健所）	香取市口2127	0478-52-9161
海匠健康福祉センター（保健所）	銚子市栄町2-2-1	0479-22-0206
八日市場地域保健センター	匝瑳市八日市場イ2119-1	0479-72-1281
山武健康福祉センター（保健所）	東金市東金907-1	0475-54-0611
長生健康福祉センター（保健所）	茂原市茂原1102-1	0475-22-5167
夷隅健康福祉センター（保健所）	勝浦市出水1224	0470-73-0145
安房健康福祉センター（保健所）	館山市北条1093-1	0470-22-4511
鴨川地域保健センター	鴨川市横渚1457-1	04-7092-4511
君津健康福祉センター（保健所）	木更津市新田3-4-34	0438-22-3745
市原健康福祉センター（保健所）	市原市五井1309	0436-21-6391
動物愛護センター	富里市御料709-1	0476-93-5711
東葛飾支所	柏市高柳1018-6	04-7191-0050

千葉市内、船橋市内又は柏市内にお住まいの方は、各市の次の機関にご相談ください。

千葉市動物保護指導センター	千葉市稲毛区宮野木町445-1	043-258-7817
船橋市動物愛護指導センター	船橋市潮見町32-2	047-435-3916
柏市保健所	柏市柏255	04-7167-1259





人とねこの共生ガイドライン

平成22年3月発行

作成: 千葉県健康福祉衛生指導課
〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1番1号
電話:043-223-2627

協力: 千葉県動物愛護管理推進協議会
千葉市保健福祉局健康部生活衛生課
船橋市動物愛護指導センター
柏市保健所生活衛生課